

広島県公安委員会告示第 84 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 11 月 6 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

| 検定<br>番号 | 検 定 の<br>有 効 期 間                  | 遊技機の<br>種 類 | 型 式 名    | 申 請 者 名<br>( 住 所 )                                 | 製造業者名<br>( 住 所 ) |
|----------|-----------------------------------|-------------|----------|--|------------------|
| 7S1056   | 告示の日<br>(平成29年11<br>月6日)から<br>3年間 | 回胴式遊<br>技機  | オニワカベンケイ | 株式会社ボーダー<br>代表取締役 今井 一正<br>(東京都千代田区内神田三<br>丁目5番3号) | 左同               |